

別紙添付③

平成 28 年 4 月 27 日

関係者 各位

〒160-0004
東京都新宿区四谷四丁目 3 番地
福屋ビル 7 階
青葉総合法律事務所
TEL03-3226-0051 FAX03-3226-0055
破産者御堂筋共同ビル開発特定目的会社
代理人弁護士 浅野

ご 連 絡

拝啓 貴社におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当職は、御堂筋共同ビル開発特定目的会社の代理人として、次のとおりご連絡申し上げます。

御堂筋共同ビル開発特定目的会社は、当職が申立代理人となって、平成 23 年 4 月 20 日(水)、東京地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行いました(東京地方裁判所平成 23 年(フ)第 5459 号)。

そして、御堂筋共同ビル開発特定は、平成 23 年 4 月 27 日(水)付で、東京地方裁判所より破産開始決定を受けたことから、今後は、裁判所から選任された破産管財人によって破産手続が遂行されると共に、債権者の皆様には、裁判所から破産開始決定書と債権届出書が送られて参ります。

つきましては、今後、破産管財人によって進められる破産管財業務に格段のご高配とご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上、失礼とは存じますが、取り急ぎ書中にてご連絡申し上げます。

敬具